

令和7年度 岐阜市立島中学校

いじめ防止基本方針

==== いじめはしない させない 許さない ====
＜何よりも優先して解決に向けて動く＞

はじめに

令和元年7月3日、岐阜市内中学校において、尊い命が失われた。学校教職員は、子どもたちの命を預かっている責務を今一度自覚するとともに、この重大事態に対する反省、いじめ問題対策委員会からの答申で示された対策防止策をふまえ、いじめに関する指導の在り方を見直し、いじめ防止に全力で取り組むこととする。

ここに定める「島中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対するいじめ問題対策委員会答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

さまざまな個性をもった生徒が集まって生活する学校では、時には優越感を感じたり、劣等感を感じたりする。その中で人を見下したり、うらやましがったりする心も存在する。中にはその気持ちをいじめや差別という行動に移してしまう場合もある。しかし、そのことで心を痛め苦しめる相手がいること、自身の心に、弱い心があることを知り、仲間とよりよい人間関係を築き、自分の良さを発揮し、自己実現にむかって頑張れる自分になってほしいと願っている。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、標的となった生徒（被害者）が二次被害を恐れて否定するケースがある。該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、正しく判断することが重要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に教育委員会や、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止等対策会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（4）いじめ問題に対する基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた生徒だけではなく、同調する生徒、傍観する生徒も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの生徒にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教職員だけであり、生徒たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒といった個のみならず、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

* 以上を踏まえた、基本的な構え

- ・いじめは、どの生徒にも起こり得る可能性があることを認識し、生徒間のトラブルに対して、背景にいじめが潜んでいるかを視点にした慎重な対応を心掛けるとともに、いじめの事実が認められたら迅速な指導に努める。
- ・被害生徒は、いじめられていても、それを否定する場合があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているか否か」の判断は、被害生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。行為の際の被害生徒や周辺の状況を客観的に確認するなどして、慎重に行う必要がある。
- ・「いじめであるか否か」は、特定の教職員のみで判断せず、学校いじめ防止等対策推進会議で判断して、情報の共有と指導の方針を確認する。
- ・いじめ問題の解決は、学校の最優先課題としてとらえ、組織体制の中で指導の充実に努める。

(5) 学校としての構え（先生たちの約束）

かけがえのない大切な一人一人 ～誰も一人ぼっちにさせない～

島中学校の先生たちは、みなさんに4つの約束をします。そしていじめを発見したら、いじめられた側の生徒の立場で指導します。

- ①自分を高めるために、或いは、仲間のために、意味あることに頑張る生徒を、先生たちはどの生徒も精一杯応援します。
→誰も一人ぼっちにさせない。
- ②困ったことがある時は、誰でもいいから一番相談しやすい人に相談しましょう。いつでもどんな相談でも、どの先生もあなたの相談に真剣に応えます。
→どんなことも受け止める。
- ③頑張る仲間の想いや行動を大切にできない（足を引っ張る）生徒、仲間に悲しい思いをさせる生徒は、先生たちはみんなで指導します。
→いじめはみんなで必ず止める。
- ④先生たちは、相談されたら解決に向けて、必ずその日のうちに立ち向い行動を起こします。
→直ちに問題解決に立ち上がる。

(6) 指導の方向

- ①いじめの情報が入ったら、最優先課題として、直ちに、いじめ対策監を中心にいじめ対策チームを組織し、指導に入る。
- ②校長の指示のもと、教職員が手分けして関係者一人一人から事実確認をして、経過と事後指導について連絡を密に行う。
- ③いじめ対策チームによる情報の収集と共有、指導の方向を共通理解し、迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）に沿っていじめ対策監を中心に聞き取り、事実確認を進める。
- ④事案によっては、直接校長が指導にあたる。
- ⑤関係者から聞き取ったことの相違点や共通点を確認し、事実を特定する。指導方針を確認して、関係生徒及び保護者を学校に呼び、謝罪や和解等の解決の場を設ける。
- ⑥明日からどう行動していくかを明らかにする。学級会、集会等を設定し、いじめにつながる意識を断ち切り、一人一人の心をみつめさせ、いじめは絶対に許さないという厳しい姿勢でいじめ対策監を中心に指導に当たる。
- ⑦被害生徒はもちろん、加害生徒に対しても指導後も見届けをいじめ対策監を中心に継続的に進めていく。
- ⑧いじめが疑われる場合はもちろんとして、ケース会等で「経過観察」となった場合でも、保護者に必ず連絡する。

(7) 生徒に身に付けさせたい力

- ①「勇気をもって訴える力」
いじめは起こりうることなので、事態を早くつかまなくてはならない。被害生徒が訴えることは「勇気ある行為」である。いじめられている生徒を救うのは当然であり、いじている生徒の間違った心を気付かせることにもなる。「いじめられている」と訴える勇気は、いじている生徒も救うことになると考える。
- ②「自己有用感」
中心となっていじめる生徒の周りにはいじめを知っていたり、傍観している生徒がいたりする。こうした周囲の生徒がいじめを知った時に「止めやあ」と言えることが大事である。そのためにもいじめは許されないことであるという指導とともに、普段から正しいことがきちんとと言える正義を醸成する集団づくりや、自分は仲間から必要にされていると思える自己有用感をもたせる指導を行う。

(8) 日頃の指導と取組

- ①分かった、できたと実感のもてる授業を推進し、仲間と共に協力してやり遂げた学級活動や行事を体験させることで、課題解決能力を育成し、達成感と充実感、自分は仲間から頼りにされていると言える自己有用感をもたせる。望ましい人間関係を築き正義の通る集団を育てる。

- ②道徳教育や体験的な活動で生命や人権を大切にする指導を行う。職員研修を通して教職員の人権感覚を高める取組等を行う。インターネット、SNS等のいじめに関して研修を実施する。
- ③いじめの早期発見、早期対応にむけて、日々の予定連絡帳やこたん・生徒の行動観察からいじめが疑われることはないかを見届ける。また学期ごとや個別懇談前等、随時、心のアンケート・いじめアンケートを実施する。
- ④差別やいじめをする、させる、見ている、のどの立場かを考えさせ、どの立場であっても結局差別やいじめを助長させていることになることを教え、いじめの現場に出会ったとき「止めよ」と言える自分になろうとする勇気をもつように指導する。
- ⑤いじめ防止の取組を、学校評価に位置付けて、検証する。

(9) 保護者の責務

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。それに伴ない、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講じるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

- ①いじめの訴えがあった場合、いじめについての情報が寄せられた場合、学校は事実確認をした上でいじめ対策監を中心に保護者と連絡を取り解決を図る。よって、いじめの当事者になった場合は、原則保護者は学校に来ていただく。
- ②保護する生徒がいじめの加害者になったときは、親の責任の取り方を示す。そうすることで、立派な家庭教育となる。
- ③生徒はもちろん保護者にも想いを語っていただくこともある。そうしたときは生徒のしたことに対してきちんと謝る親の姿を我が子に見せることが、生徒の成長にとって極めて大事な節目となる。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかる・できる授業づくり
 - ・職員研修による、職員の授業力の向上を図る。
 - ・英語、数学で少人数指導を実施し、習熟に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。
 - ・協同学習を授業の中に取り入れ、学習内容の理解を図る。
 - ・学習相談を実施し個別指導の充実を図る。
- (2) 居場所・絆のある学級経営
 - ・職員研修による、職員の学級経営力の向上を図る。
 - ・誰もが安心して楽しく生活できるよう日常の活動を大切にし、温かい風土を高める。
 - ・生徒会活動の充実（よくし隊による常時活動の充実、いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取り組み等）を図る。
- (3) 生徒会の自治的な活動
 - ・生徒会活動の自治的な活動を推進し、温かく、不正は許さない正義のあるムードをつくる。
 - ・いじめやトラブルについて、願いを出し合い、問題の改善を生徒の手で行う指導を進める。
 - ・いじめをなくす取組として、定期的に全校でよさ見つけや、いじめ反対宣言、ピンクシャツデーの意義や取り組み方などを提案して行う。
- (4) 人権シリーズによる人権学習
 - ・子どもの権利条約を学習し、「誰もが幸せになる権利」をもっていることを知り、仲間に対しての見方や考え方の指導を進める。
 - ・障がいや不適応、ネットいじめに対する正しい認識・行動力を身に付ける指導を進める。
 - ・生命の尊厳への理解（自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育）を深める指導を進める。

(5) 情報モラルの指導

- ・ネット上のトラブルの最新の動向を把握し、被害者・加害者にならないよう、保護者と連携した取組を進める。
- ・学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修を進める。

(6) 職員研修

- ・学校いじめ防止基本方針の理解と、いじめの未然防止・早期見・組織的かつ的確な早期対応の徹底(学校組織で判断、情報共有)への取組を推進・実行するための研修を行う。
- ・いじめや不登校などの課題への対応、防止教育の充実に向けて、職員の研鑽を深めるために、命の尊厳についての研修を行う。
- ・生徒自らが SOS を出しやすい環境づくりのための研修を行う。
- ・いじめにつながる不条理な差別、偏見に対して敏感であるよう、人権感覚を高める研修を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常の生徒理解

- ・職員研修により、教職員の人権感覚、生徒の共感的理解、集団の様相理解の向上を図る。
- ・授業、休み時間、給食、清掃活動時など、日常の活動に生徒と共に活動し、生徒の様子に目を配る。
- ・予定確認帳やここタンの有効活用をするともに、生徒との会話を日頃から密にし、生徒との信頼関係を構築する。また、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を随時実施し、迅速に対応する。
- ・全教職員の目で一人一人の様子に目を配り、職員打合せ等の時間を有効に活用して生徒の様子を共有する。

(2) 教育相談アンケート

- ・年間三回以上のアンケートを、実態に応じ実施する。
【心のアンケート・いじめアンケート・情報提供アンケート】
・・・二者懇談前や節目となる行事後
- ・記名、無記名、自宅での記入、保護者配信メール等での周知等、状況に応じた実施を配慮する。
- ・「ダブルチェック」を基本とし、複数の教職員で確認する。
- ・アンケート後の対応マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。

(3) 教育相談週間

- ・年間三回の教育相談週間を設けて、全生徒を対象に教育相談を実施する。
- ・日常の教職員からの声かけなど、日頃から気軽に相談できる環境づくりを図る。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクール相談員とのカウンセリングを設定する。

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめ対策監の指示のもと、担任や学年主任は問題が起きた時だけでなく、日頃から保護者との連絡をとり、相談しやすい環境づくりを進める。
- ・校区まちづくり協議会、連合自治会、青少年育成市民会議、公民館等、地域の方、関係諸機関（警察、子ども相談センター、ユールぎふ、スクールロイヤー）等との積極的な情報交流を行い、子どもたちの健全育成に努める。

4 いじめの早期対応のための取組

(1) 組織で対応

- ・いじめの兆候を発見したとき、いじめを認知したときは、その時にその場で行為を止めるとともに、関わっている全生徒に適切な指導を行う。（個と集団への指導）
- ・いじめ対策監、管理職への報告を行い、校長は「学校いじめ防止対策推進会議」を招集し、情報の共有と指導体制・方針を決定し、早期に対応する。
- ・校長の指導のもと情報の共有を図り、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。

(2) 被害者に寄りそった指導

- ・いじめを受けた生徒、いじめ情報を伝えた生徒を全教職員で守り、心配や不安を取り除く。

- ・状況に応じて、休み時間、登下校、放課後等の教職員による巡回体制を整備する。

(3) 事実に基づいた丁寧な指導

- ・いじめの行為を行うに至った経過や心情をいじている生徒から聴き取るとともに、第三者からも詳しく情報を得て、正確な事実を把握する。
- ・複数の教職員で対応する事を原則とし、管理職の指示のもと教職員間の連携と情報交流を随時行う。

(4) 保護者・関係機関との連携

- ・双方の保護者と面談し事実関係を直接伝える。いじめを受けた生徒・保護者への謝罪を含め、継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組む。
- ・スクールカウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。

(5) 指導後

- ・継続的に指導や支援を行い、心のケア、再発防止に努める。
- ・組織的、計画的に状況に応じた事後対応を行う。
- ・いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(6) 学校評価

- ・いじめ未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目を示す。
(いじめ未然防止の取組、早期発見の取組、再発防止のために取組、日常における生徒の実態把握の取組)
- ・評価結果から、すぐに改善すべきことや次年度に生かすことを確認する。

(7) 個人情報の取り扱い

- ・実施したアンケートは、5年間保存する。（卒業後）
- ・指導記録を残し、校種間、学年間で確実に引き継ぐ。
(いじめ事案報告書、指導記録、いじめ防止等対策委員会記録等)
- ・校種間、学年間での確実な引継ぎのために、個人カードやファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。

5 いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

法22条、条例18条に基き設置

<構成員>

～学校職員～

校長、教頭、いじめ対策監、教務主任、生徒指導主事、

特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭、

学年主任（1年・2年・3年・特別支援）

～学校職員以外～

P T A 執行委員（保護者代表）、学校運営協議会委員

民生委員・主任児童委員、スクールカウンセラー など

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

(法第23条に基づいて明示)

「組織対応」「対応の重点」「大まかな対応順序」など。「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会等を参照)

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

(法第28条・条例20条に基づいて明示)

(重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 校長が、教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜北警察署に通報し適切な援助を求める。
- 当該重大事態に関わる生徒への指導にあたり、必要があるときは関係機関に相談し、適切な助言・援助を求める。

<島中学校 いじめ防止プログラム>

いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

岐阜市立島中学校

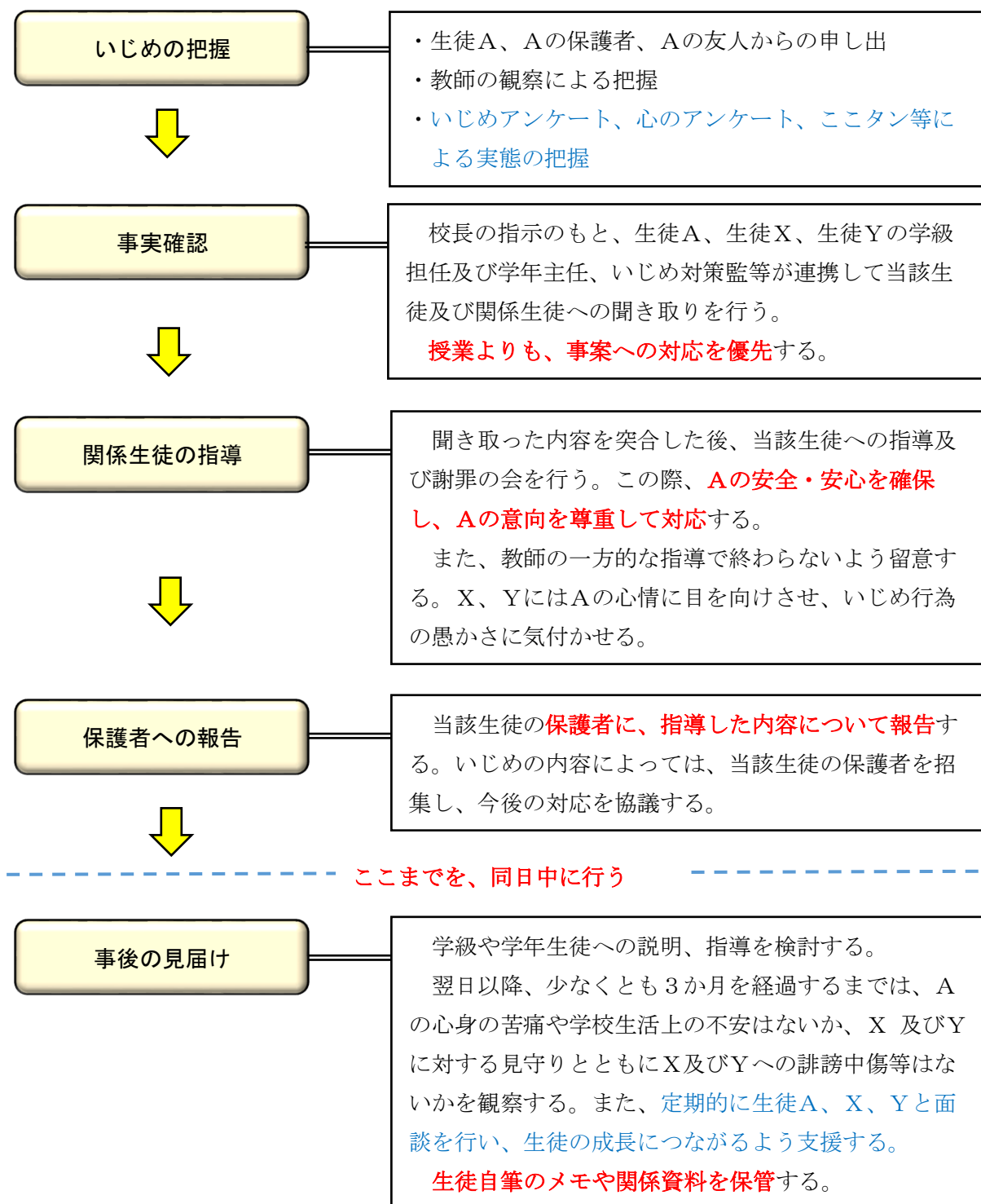
	4月	5月	6月	7月	
会議・行事等	☐ 学校いじめ防止対策推進会議 ☐ 職員研修会 (実態、引継ぎ、方針等の確認)	☐ 学校いじめ防止対策推進会議 (外部含) ☐ 学校運営協議会 (委員への説明) ☐ 生徒総会 ☐ 校外研修 (1, 2年)	☐ 学校いじめ防止対策推進会議 (アンケート分析) ☐ 修学旅行 (3年)	☐ 教職員取組評価 (アンケート) ☐ 職員会・学年会 (夏季休業中の指導) ☐ いじめについて考える会 (7/1)	※随時実施 ・いじめ対策監による見守り(校内巡視) ・いじめ防止等対策推進会議 ・道徳、学級指導、集会指導 ・部活動指導など
未然防止対策	☐ 入学式・始業式 (生徒への啓発・4つの約束) ☐ HP (方針の発信) ☐ 人権学習 (子どもの権利条約)	☐ P T A総会 (保護者への啓発)	☐ 非行防止教室 (1年) ☐ 職業学習 (2年) ☐ 人権学習 (いじめ防止強化週間) (集会、学級指導、授業、ピア・サポート)	☐ 薬物乱用防止教室 (3年) ☐ 性教育 (3年) ☐ 人権学習	
早期発見 早期対応	☐ 個別懇談 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ 生活アンケート ☐ 心のアンケート ☐ ここタン	☐ いじめアンケート ☐ 情報提供アンケート ☐ 心のアンケート ☐ 教育相談週間 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ 個別懇談 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	必要に応じて&計画的に
生徒会の取組 職員研修	☐ 3日・始業式 ☆いじめを見逃さない日の紹介 ☐ いじめ未然防止研修①	☆いじめを見逃さない日 ☐ いじめ未然防止研修②	☆いじめを見逃さない日 ☆全校よさ見つけ	☆いじめを見逃さない日	

	8月	9月	10月	11月	12月
会議・行事等	☐ 学校いじめ防止対策推進会議 (アンケート分析) ☐ 教育相談研修 ☐ 職員会・学年会 (休み明けの指導) ☐ 生徒会サミット	☐ 命を守る訓練 ☐ 学校いじめ防止対策推進会議 (アンケート分析)	☐ 学校運営協議会 ☐ 体育的行事 ☐ 生徒総会	☐ 教育相談研修 ☐ 文化的行事 ☐ キャリアスクール ☐ 島中ウィーク	☐ ひびきあいの日 (人権尊重＝いじめ根絶) ☐ 教職員取組評価 (アンケート) ☐ 学校いじめ防止対策推進会議 (冬季休業中の指導)
未然防止対策		☐ 人権学習 ☐ HP等で取組経過報告	☐ 人権学習 (いじめ防止月間)	☐ 人権学習 (いじめ防止月間)	☐ 人権学習 (いじめ防止月間) ☐ 全校集会 人権学習で学んだこと
早期発見 早期対応	☐ 家庭連絡 ☐ ここタン	☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ いじめアンケート ☐ 情報提供アンケート ☐ 心のアンケート ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ 教育相談週間 ☐ ここタン	☐ 教育相談週間 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ 個別懇談 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ SOSの出し方教育 ☐ ここタン
生徒会の取組 職員研修	☆いじめを見逃さない日 ☐ いじめ未然防止研修③	☆いじめを見逃さない日	☆いじめを見逃さない日 ☆全校よさ見つけ	☆いじめを見逃さない日	☆いじめを見逃さない日

	1 月	2 月	3 月
会議・行事等	☐ 学校いじめ防止対策推進会議 ☐ 職員会・学年会（休み明けの指導）	☐ 学校いじめ防止対策推進会議（外部含） ☐ 学校運営協議会 ☐ 継承向上の会 ☐ 3年生が語る会	☐ 卒業式 ☐ 学年まとめの会（2・1年） ☐ 志をもつ日（2年） ☐ 教職員取組評価（アンケート）
未然防止対策	☐ 卒業作文（3年） ☐ 進級作文（2・1年）	☐ 島中ピンクシャツデー	☐ HP等で取組等報告
早期発見 早期対応	☐ いじめアンケート ☐ 情報提供アンケート ☐ 心のアンケート ☐ 教育相談週間 ☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン	☐ 予定連絡帳 ☐ 道徳ノート ☐ ここタン
生徒会の取組 職員研修	☆いじめを見逃さない日	☆いじめを見逃さない日	☆いじめを見逃さない日

- 「学校いじめ防止等対策推進会議」は、「学年主任会」と連携して行う。
- 「学年主任会」においても、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の視点に立って、常に情報交流や対応などの検討を行い、防止対策など取組について見直すこととする。
- 共有すべき情報は、隔週の打ち合わせで伝達して確認する。緊急を要する事案は、臨時に行う。
- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の点を加味し、適切に学校の取組を評価する。
- ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの対応方法に関すること
 - ④いじめの再発を防止するための取組に関すること
 - ⑤いじめ事案後の見届けの取組に関すること

（いじめられた生徒をA、いじめた生徒をX及びYとする）



【重大事案と判断した場合】

- ・ いじめを把握した段階で、市教委へ報告、警察に通報
- ・ 学校いじめ防止対策推進会議の緊急開催、調査の実施
- ・ 状況により、保護者説明会を開催